

議案第49号

つくば市視聴覚センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市原 健一

つくば市視聴覚センター条例の一部を改正する条例

つくば市視聴覚センター条例（平成2年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1,770円	2,360円	2,460円	6,590円
2,220円	2,960円	3,060円	8,240円
2,460円	3,280円	3,380円	9,120円
2,670円	3,560円	3,660円	9,890円
2,910円	3,880円	3,980円	10,770円
1,890円	2,520円	2,620円	7,030円
2,340円	3,120円	3,220円	8,680円
2,670円	3,560円	3,660円	9,890円
3,000円	4,000円	4,100円	11,100円

を

3,630円	4,840円	4,940円	13,410円
1時間までごとに530円			

」

「

1,820円	2,420円	2,530円	6,770円
2,280円	3,040円	3,140円	8,460円
2,530円	3,370円	3,470円	9,370円
2,740円	3,660円	3,760円	10,160円
2,990円	3,990円	4,090円	11,070円
1,940円	2,590円	2,690円	7,220円
2,400円	3,200円	3,310円	8,910円
2,740円	3,660円	3,760円	10,160円
3,080円	4,110円	4,210円	11,400円
3,730円	4,970円	5,080円	13,780円
1時間までごとに540円			

に改める。

」

別表第2中「370円」を「380円」に、「930円」を「940円」に改める。

別表第3中「2,040円」を「2,090円」に、「6,120円」を「6,270円」に、「510円」を「520円」に、「1,530円」を「1,560円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「3,060円」を「3,120円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「4,590円」を「4,710円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前のつくば市視聴覚センター条例の規定により既に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、

なお従前の例による。